

【資料編】

IV 緊急、災害対応

資料 30

在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について
(外務省・防衛施設庁公表文書)

平成 13 年 1 月 11 日
外 務 省
防 衛 施 設 庁

- 1 本日、我が国政府及び米軍政府は、日米合同委員会において、我が国の緊急車両等による在日米軍施設・区域への限定的かつ人道的立入について合意した。本件合意は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入（通行）する手続きを定めたものである。
本件立入は、沖縄県をはじめ関係自治体からの強い要請を受け、日米間で鋭意交渉を行っていたものである。本件合意により、緊急車両等の通行が迅速化され、関係住民の福利向上に資すると思われる。
- 2 本件合意の主なポイントは次のとおり。
 - (1) 在日米軍は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等（消防車、救急車、ヘリコプター等のすべての車両、船舶及び航空機）による在日米軍施設・区域への立入（通行）を許可することができる。人道上重要で緊急を要する事態とは、もし立入が許可されなければ人間の生命や身体に差し迫った危険があるかまたは過度の苦痛が生じかねない事態や我が国の災害救援活動を支援するよう在京米国大使館が認定する事態をいう。
 - (2) 本件立入（通行）の申請は、本件立入を希望する団体（緊急車両等を運用する者）から現地政府当局（各防衛施設局等）に提出され、同当局の審査を経た後、現地米軍当局に提出される。当該立入申請が米国側にとり受け入れられる場合、申請者と現地米軍当局との間で所定の「現地実施協定」が締結される。所定の書式は日米両政府によって合意されている。
 - (3) 個々の立入（通行）に必要とされる調整及び承認手続きは、現地実施協定で具体的に規定されることとなる。

資料 31

**都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための
在日米軍施設及び区域への立入りについて**

(外務省・内閣府・防衛施設庁公表文書)

平成 19 年 4 月 27 日
外 務 省
内 閣 府
防 衛 施 設 庁

1. 4 月 27 日（金曜日）、日米両政府は、日米合同委員会において、都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて合意した。本件合意は、災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、又は災害に備えた防災訓練等を実施するため、必要な場合に在日米軍施設及び区域を使用できるよう、在日米軍施設及び区域へ立入るための手続を定めたものである。
2. 本件は、一部関係自治体からの要請があったことや、米側も災害時に可能な限り協力したいという希望を有していたことから、日米間で鋭意交渉を行ってきたものである。
3. 本件合意に基づく「現地実施協定」の作成を通じて、当該施設及び区域への立入りが実現することにより、都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応が効果的に実施され、近隣住民の安全と安心に資することが期待される。このように、本件合意は、日米地位協定の運用の改善として大きな意義を有すると考える。

(参考) 本件合意の主なポイントは次のとおり。

1. 災害準備及び災害対応のための立入り
 - ・災害準備のための訓練を行うため、又は、自然又は人的要因による災害に対応するための救助、医療サービス、緊急輸送、避難、食料及び水並びに他の生活必需品の確保を含む災害時の活動を行うための在日米軍施設及び区域への立入り。
2. 在日米軍の施設及び区域への立入りを許可される人員
 - ・日本国政府の人員、災害準備及び災害対応活動を行う都道府県又は他の地方の当局の人員、並びに災害準備及び災害対応活動によって直接影響を受ける他の特定の人員等。
3. 現地実施協定
 - ・都道府県又は他の地方の当局が立入りを希望する場合、「現地実施協定」の申請を、現地の各防衛施設局等に提出する。
 - ・当該申請は、日本政府の審査を経た後、現地米軍当局に提出され、当該申請を米国側が受入れる場合、申請者と現地米軍当局との間で「現地実施協定」が作成される。
 - ・「現地実施協定」の書式は日米両政府によって合意されている。